

那須烏山市農業委員会初総会議事録

日 時 令和6年5月22日

午前10時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月22日（水） 午前10時00分～午前10時32分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（19人） 委員：興野 礼子、荒井 喜代子、堀江 恒夫、仲澤 清一、大野 覚文、黒須 明、奥畑 智子、中村 東、川上 恵、石川 翔平、橋本 幸雄、滝 薫、檜山 徳夫、大森 浩之、大野 悟、小口 久男、小池 進、田澤 稔、大窪 克美 4. 欠席委員（0人） 5. 議事日程 日程第1 選挙第1号 会長の互選について 日程第2 決定第1号 議席の決定について 日程第3 議事録署名人の指名について 日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の互選について 日程第5 那須烏山市農業委員会専門委員会委員の選任について 日程第6 報告第1号 那須烏山市農業委員会専門委員会会長及び同副会長の互選の結果報告について 日程第7 決定第2号 栃木県農業会議会員の決定について 日程第8 報告第2号 那須烏山市農業委員会調査区域及び調査班の編成について 日程第9 議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美	
事務局長（森林）	ただいまから 那須烏山市農業委員会初総会 を開会いたします。開会に先立ち、川俣市長よりご挨拶申し上げます。
川俣市長	< 開会前のあいさつ >
事務局長（森林）	本日は、初総会ということで、青木市議会副議長においでいただいております。ご挨拶をお願いいたします。
青木市議会副議長	< 来賓あいさつ >
事務局長（森林）	ありがとうございました。副議長におかれましては、公務ご多忙のため、ここで退席されます。ありがとうございました。
	< 青木市議会副議長 退席 >
	< 川俣市長 議長席のスタンバイ >

事務局長（森林）	ご報告いたします。本日、委員全員が出席しておりますので、総会は成立しております。那須烏山市農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長決定までの間、暫時、川俣市長に議事進行をお願いいたします。
川俣市長	直ちに会議を開きます。本日は、改選後最初の総会です。ここで、臨時議長として、地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員にその職務をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
	< 異議なしの声 >
川俣市長	異議なしと認め、委員の中で最年長の 石川 翔平 委員を臨時議長に指名することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
川俣市長	異議なしと認め、臨時議長に 石川 翔平 委員を指名し、臨時議長に定めることとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
川俣市長	異議なしと認め、石川 翔平 委員を臨時議長に定めることに決定いたしました。これより先は、石川 翔平 委員に議事進行をお願いいたします。議長を交代します。
	< 議長席 交代 >
事務局長（森林）	市長におかれましては、公務のため、ここで退席されます。ありがとうございました。
	< 市長 退席 >
臨時議長（石川）	ただ今、臨時議長に指名されました、石川 翔平です。これより、会長選出まで臨時議長を務めます。議事進行にご協力をお願いします。ここで、議事進行の都合上、仮議席を指定したいと思います。異議ございませんか。

臨時議長（石川）	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今、ご着席の議席を仮議席として指定したいと思いますが、異議ありませんか。
臨時議長（石川）	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、ただ今、ご着席の議席を仮議席とすることに決定しました。 次に、議事日程の朗読をお願いいたします。
事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
臨時議長（石川）	それでは、日程第1 選挙第1号 「会長の互選について」 を議題といたします。事務局に議案書を朗読させます。
事務局（中山）	< 選挙第1号 議案書の朗読 >
臨時議長（石川）	事務局より説明をお願いします。
事務局長（森林）	先月の事前打合せの際に、会長互選の方法については、指名推薦により互選するということ、及びそれにより、興野 礼子 委員が推薦され、興野 委員にもそれを受諾いただきました。このことを踏まえたうえで、会長は総会で互選により決定しなければならないので、ご審議をお願いいたします。
臨時議長（石川）	事務局から説明がありましたが、まず、互選の方法は指名推薦ということでよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
臨時議長（石川）	異議なしと認め、互選の方法は指名推薦ということに決定いたしました。続いてお諮りいたします。「指名する者」については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >

臨時議長（石川）	異議なしと認め、臨時議長が指名することに決定いたしました。ただ今の決定により、会長に 興野 礼子 委員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、指名しました 興野 礼子 委員を会長の当選人と定めることにご異議ありませんか。 ＜ 異議なしの場合 ＞
臨時議長（石川）	異議なしと認め、日程第1 選挙第1号 「会長の互選について」 は、興野 礼子 委員を会長と定めることに決定いたしました。ただいま、会長に当選されました 興野 礼子 委員に臨時議長より当選の告知をいたします。ここで、興野 礼子 委員に会長就任のご挨拶をお願いいたします。
興野 礼子 会長	＜ 会長 議長席横へ移動し、就任あいさつ ＞
臨時議長（石川）	それでは、会長が決定しましたので、臨時議長の職を終了し、議長職を交代します。ご協力ありがとうございました。休憩いたします。（午前10時04分） ＜ 議長席交代、石川 翔平 委員 自席へ移動 ＞
議長（興野）	再開いたします。（午前10時05分） 日程第2 決定第1号 「議席の決定について」 を議題といたします。事務局に議案書を朗読させます。
事務局（中山）	＜ 決定第1号 議案書の朗読 ＞
議長	事務局から議席の決定について説明をお願いいたします。
事務局長（森林）	那須烏山市農業委員会総会会議規則第7条に、「議席はあらかじめクジで定める」との規定があります。あらかじめクジで定めた仮議席をそのまま議席と決定してよろしいか、ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、指定中の仮議席を、そのまま議席として決定することとしてよろしいか、お諮りいたします。 ＜ 異議なしの声 ＞

議長	異議なしと認め、事務局より報告させます。
事務局長（中山）	< 議案書のとおり報告 >
議長	ただ今の、事務局の報告のとおり議席を決定することにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 決定第1号 「議席の決定について」 は、ただ今報告しましたとおり決定いたしました。次に、日程第3 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。当委員会 総会会議規則第13条第2項に、「議事録は議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名押印すること」とされておりますので、議事録署名人は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議長において指名することとします。議事録署名人に、議席番号 1番 大窪 克美 委員、2番 仲澤 清一 委員を指名いたします。 続きまして、日程第4 選挙第2号 「会長職務代理者の互選について」 を議題といたします。事務局に議案書を朗読させます。
事務局（中山）	< 選挙第2号 議案書の朗読 >
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局長（森林）	先月の事前打合せの際に、会長職務代理者の互選の方法については、指名推薦により互選するということ、及びそれにより、黒須 明委員が推薦され、黒須 委員にもそれを受諾いただきました。このことを踏まえたうえで、会長職務代理者は総会で互選により決定しなければならないので、ご審議をお願いいたします。
議長	事務局長から説明がありましたが、まず、互選の方法は指名推薦ということでよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、互選の方法は指名推薦ということに決定いたしました。続きまして、指名推薦により推薦された 黒須 明 委員を会長職務代理者として指名することに、ご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、会長職務代理者の互選については、指名推薦とすることとし、指名する者は、黒須 明 委員を指名いたします。お諮りします。ただ今、指名しました 黒須 明 委員を会長職務代理者の当選人として定めることにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 選挙第2号 「会長職務代理者の互選について」 は、黒須 明 委員 を会長職務代理者と定めることに決定しました。ただ今、会長職務代理者に当選されました 黒須 明 委員に議長より当選の告知をいたします。ここで、黒須 明 委員に会長職務代理者就任のご挨拶をお願いいたします。
黒須 明 会長職務代理者	< 会長職務代理者 就任あいさつ >
議長	続きまして、日程第5 「農業委員会専門委員会委員の選任について」 を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局長（森林）	那須烏山市農業委員会専門委員会は、農業委員会等に関する法律第16条による部会の設置にならい、農業委員会の所掌事務を処理するため、「那須烏山市農業委員会 専門委員会設置及び運営規程」に基づき、設置するものです。この規程により、農地専門委員会は農地に関して調査・審議するものとし、委員は14名以内、農業振興専門委員会は農業、農村に関する振興計画の樹立等の実施、推進に関し、調査・審議するものとし、委員は13名以内となります。また、すべての委員は、どちらかの専門委員会の委員になることとし、会長が総会に諮って選任することとなっています。
議長	事務局の説明が終了しましたので、お諮りいたします。専門委員会委員の選任及び割り振りにつきましては、地区及び現職、新人を考慮した結果であることを申し添えますが、選任の方法は、会長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、会長が指名することに決定いたしました。「那須烏山市農業委員会専門委員会委員の選任について」を朗読させます。
事務局長（中山）	＜ 「選任について」、専門委員会ごとに委員名まで朗読 ＞
議長	「那須烏山市農業委員会専門委員会委員の選任について」 は、ただ今指名しましたとおり、選任することにご異議ありませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 「那須烏山市農業委員会専門委員会委員の選任について」 は、ただ今指名しましたとおり選任することに決定いたしました。 続きまして、日程第6 報告第1号 「那須烏山市農業委員会専門委員会会長及び同副会長の互選結果報告について」を議題といたします。事前に互選されたものを事務局に報告させます。
事務局（中山）	＜ 報告第1号 朗読 ＞
議長	ただ今の報告について、ご異議ありませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第6 報告第1号 「那須烏山市農業委員会専門委員会会長及び同副会長の互選結果について」は、ただ今の報告のとおり決定いたしました。 次に、日程第7 決定第2号 「栃木県農業会議会員の決定について」 を議題といたします。事務局に議案書を朗読させます。
事務局（中山）	＜ 決定第2号 朗読 ＞
議長	本件については、一般社団法人栃木県農業会議定款に規定がありますので、事務局に説明させます。
事務局長（森林）	一般社団法人栃木県農業会議定款の第2章会員・第6条第4項第1号に、栃木県内の市町に置かれる農業委員会（市町

(事務局長 (森林))	の区域内に二以上の農業委員会がある場合には、当該二以上の農業委員会が協議して一を限り定めた農業委員会) の会長又は当該農業委員会が指名した委員となっております。
議長	ただ今の説明のとおり、都道府県農業会議の会員はその区域内の市町村農業委員会の会長が主になっており、ただし、当該農業委員会が指名した委員もなれるとのことですが、私・会長を栃木県農業会議会員と定めることにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 決定第2号 「栃木県農業会議会員の決定について」 は、会長を会員と定めることに決定いたしました。 次に、日程第8 報告第2号 「那須烏山市農業委員会調査区域及び調査班の編成について」 を議題といたします。事務局に説明させます。
事務局長 (森林)	ご説明いたします。資料 報告第2号をご覧ください。すでに事前打合せ時に、担当地区については、ご了承いただいていることと存じます。また、調査班については、地区及び委員の現・新を考慮し、調査班の班編成をさせていただきましたので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、資料 報告第2号「農業委員会調査班編成表」のとおり決定することにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、事務局に朗読させます。
事務局 (中山)	< 報告第2号 朗読 >
議長	ただ今の報告のとおり、調査担当区域及び調査班の編成を定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第 8 報告第 2 号 「那須烏山市農業委員会調査区域及び調査班の編成について」 は、ただ今の報告のとおり決定いたします。 次に、日程第 9 議案第 1 号 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 を議題といたします。事務局に議案書を朗読させます。
事務局（中山）	< 議案第 1 号 朗読 >
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局長（森林）	農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第 17 条に「農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定され、また、那須烏山市農業委員会農地利用最適化推進委員選任規程第 8 条において「総会で審議を行い、推進委員を決定し、委嘱するものとする」と規定されております。農地利用最適化推進委員の募集につきましては、農業委員の募集と同じく、令和 5 年 11 月 1 日から募集を行い、応募の状況につきましては、個人（地区）の推薦 14 名、団体推薦 4 名、応募した者 7 名ということで定数どおりの 25 名になりました。任期につきましては、農業委員と同様に令和 6 年 5 月 22 日から令和 9 年 5 月 21 日までの 3 年間となります。なお、委嘱に当たりましては、新たな農業委員会で行うこととされております。
議長	事務局の説明が終了しました。候補者名簿のとおり委嘱することで、ご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 9 議案第 1 号 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （午前 10 時 32 分）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月22日

議 長

1 番

2 番